

令和5年8月24日

五所川原市教育委員会
令和5年 第8回定例会
提案及び報告事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	報告第1号	令和4年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分）について	P	1
2	議案第36号	議案に対する意見について	P	5
3	議案第37号	五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について	P	6

報告第1号

令和4年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分）について

令和4年度五所川原市一般会計決算のうち教育委員会所管分について、その概要を下記のとおり報告する。

記

- 1 令和4年度五所川原市一般会計決算のうち教育委員会所管分の歳出概要
別紙「令和4年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分） 歳出概要」のとおり。
- 2 参考資料
別添「五所川原市一般会計歳入歳出予算決算書（案） 教育委員会所管分抜粋」のとおり。

令和4年度五所川原市一般会計決算（教育委員会所管分） 歳出概要

1 歳出予算額の概要

【決算総括表】

(単位：円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減 ①-②	増減比 (①/②-1) ×100
	決算額①	割合	決算額②	割合		
一般会計総額	33,556,687,486	100.0	34,506,671,683	100.0	△949,984,197	△2.75
教育費	2,431,909,033	7.3	2,739,190,671	7.9	△307,281,638	△11.22

【目的別決算内訳】

(単位：円、%)

区 分	令和4年度 決算額 ①	令和3年度 決算額 ②	比較増減 ①-②	増減比 (①/②-1) ×100
10 教育費	2,431,909,033	2,739,190,671	△307,281,638	△11.22
1 教育総務費	282,708,707	263,673,871	19,034,836	7.22
1 教育委員会費	2,300,104	2,294,786	5,318	0.23
2 事務局費	128,339,679	119,725,920	8,613,759	7.19
3 教育指導研修費	135,099,409	123,431,095	11,668,314	9.45
4 教育振興費	16,969,515	18,222,070	△1,252,555	△6.87
2 小学校費	593,859,514	999,387,525	△405,528,011	△40.58
1 学校管理費	342,933,430	326,265,033	16,668,397	5.11
2 教育振興費	23,041,284	22,330,592	710,692	3.18
3 学校建設費	227,884,800	650,791,900	△422,907,100	△64.98
3 中学校費	227,137,312	384,905,890	△157,768,578	△40.99
1 学校管理費	206,492,182	202,256,753	4,235,429	2.09
2 教育振興費	20,645,130	15,775,837	4,869,293	30.87
3 学校建設費	0	166,873,300	△166,873,300	△100.00
4 特殊学校費	92,366,000	90,801,000	1,565,000	1.72
1 高等看護学院費	92,366,000	90,801,000	1,565,000	1.72
5 社会教育費	357,843,127	274,313,365	83,529,762	30.45
1 社会教育総務費	189,573,561	134,884,649	54,688,912	40.54
2 公民館費	46,747,221	35,931,199	10,816,022	30.10
3 図書館費	85,541,046	76,319,561	9,221,485	12.08
4 文化財保護費	35,981,299	27,177,956	8,803,343	32.39
6 保健体育費	877,994,373	726,109,020	151,885,353	20.92
1 保健体育総務費	35,514,626	23,384,261	12,130,365	51.87
2 保健体育施設費	233,324,468	87,718,532	145,605,936	165.99
3 学校給食費	609,155,279	615,006,227	△5,850,948	△0.95

2 令和4年度の事業概要

令和4年度における新規事務事業、施設改修事業等のうち主たるもの及び災害対応、コロナ対策経費は次のとおり。

(1) 10款2項3目 金木小学校大規模改修事業

事業費：182,410,800円

事業内容：令和3年度、令和4年度の2か年度で実施した金木小学校の建物全体の
大規模改修事業

(2) 10款2項3目 小学校トイレ改修事業

事業費：45,474,000円

事業内容：五所川原南小学校、東峰小学校の和式トイレの洋式化への改修

(3) 10款5項1目 文化振興補助金

事業費：696,000円

事業内容：寄付金を活用した伝統芸能継承団体への補助金

内訳	金木さなぶり荒馬保存会	100,000円
	金木竹の音登山囃子保存会	99,000円
	五所川原登山囃子保存基	100,000円
	嘉瀬奴踊愛好会	100,000円
	浅井獅子舞保存会	100,000円
	漆川獅子舞保存会	97,000円
	相内青年団	100,000円

(4) 10款5項2目 中央公民館管理運営費（貸館等業務委託）

事業費：10,293,000円

事業内容：五所川原市体育協会（現五所川原市スポーツ協会）への中央公民館貸館
等業務の委託

(5) 10款5項1目 ふるさと交流圏民センター整備事業

事業費：73,469,000円

事業説明：ふるさと交流圏民センターの長寿命化を図るための大規模改修事業

(6) 10款5項4目 指定文化財維持管理事業、同 埋蔵文化財調査保護事業

事業費：五月女菴遺跡被覆用赤土 3,355,000円、測量機器 4,290,000円

事業説明：五月女菴遺跡被覆用赤土の購入（被覆は令和5年度予算で実施）、埋蔵文
化財調査用の測量機器の購入

(7) 10款6項2目 つがる克雪ドーム改修事業

事業費：129,910,000円

事業内容：つがる克雪ドーム屋根雪による屋根膜体破損に伴う改修事業。

(8) 10 款 6 項 2 目 金木運動公園施設整備事業

事業費：12,466,300 円

事業内容：金木運動公園テニスコートの補修及び照明設備の更新

(9) 10 款 6 項 2 目 嘉瀬スキー場整備事業

事業費：7,383,200 円

事業内容：ヒュッテ小屋塗装及び外壁張替、アンヴァーリフト改修など

(10) 災害対応

令和 4 年 8 月の豪雨災害での支出。

- ・ 3 款 4 項 1 目 学用品給与事業

事業費：13,155 円

事業内容：内・外履きズック、傘等の支給

- ・ 10 款 2 項 1 目 小学校管理運営費

事業費：479,930 円

事業内容：南小学校、三輪小学校の屋根等の漏水修繕

- ・ 10 款 5 項 3 目 図書館管理運営費

事業費：327,408 円

事業内容：一般室窓ガラス雨漏り修繕

(11) コロナ対策

令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症対策経費。

- ・ 10 款 2 項 1 目 学校保健事務費、10 款 3 項 1 目 学校保健事務費

事業費：新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等の購入

事業内容：小学校 1,019,084 円、中学校 642,189 円

- ・ 10 款 2 項 1 目 衛生用品サポート事業、10 款 3 項 1 目 衛生用品サポート事業

事業費：小学校 118,990 円、中学校 370,902 円

事業内容：小学校の保健室や校内の一部トイレに生理用品を配備

- ・ 10 款 2 項 1 目 感染症拡大防止事業、10 款 3 項 1 目 感染症拡大防止事業

事業費：小学校 2,883,540 円、中学校 1,877,040 円

事業内容：抗原検査キットを購入、児童生徒及び教員の検査用に各学校へ配付

- ・ 10 款 5 項 3 目 図書館管理運営費

事業費：4,087,270 円

事業内容：コロナ禍でも図書館施設・設備及び図書サービスを利用できるよう、図書貸出システム等の改修を実施。

議案第36号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同上第2項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

記

- 1 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）案
（教育委員会所管分）

- 2 参考資料（意見を求められた議案）
 - （1）令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
別冊資料のとおり。

議案第 37 号

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び臨時代理について、現状の運用及び事務簡素化の観点から規定内容を改めるため一部改正する。

2 改正概要

（1）第 2 条関係

「職員」の定義を明確にするため、第 3 号を一般職の職員の規定、第 8 号を特別職の職員の規定として整理する。

（2）第 4 条関係

ア 第 2 号で、任免その他の人事について専決できる一般職の職員の範囲を明確にする。

イ 第 3 号を追加し、附属機関の委員以外の特別職非常勤の職員に係る委嘱及び解嘱を専決できることとする。

（3）第 6 条関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、臨時代理した際の教育委員会の承認に係る規定がないことから、これを削除し、その他所要の改正を行う。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育委員会及び」を「教育委員会事務局及び」に改め、「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員に限る。」を加え、「職員」を「一般職の職員」に改め、同条第8号中「等各種委員」を「その他の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職非常勤の職員」という。）」に、「内申」を「解嘱」に改める。

第4条第2号中「第2条第3号に掲げる事項のうち、課長級以上の職員を除く職員」を「一般職の職員のうち、五所川原市職員の管理職手当に関する規則（平成17年五所川原市規則第28号）の規定により管理職手当の支給を受ける職員以外のもの」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）特別職非常勤の職員のうち、附属機関の委員以外のものの委嘱及び解嘱に関する
と。

第6条第2項中「委員会」を「教育委員会の会議」に改め、「承認を求め」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教委規則第5号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員に限る。以下「一般職の職員」という。</u>）の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>社会教育委員、図書館協議会委員その他の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職非常勤の職員」という。）の委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育長は次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般職の職員のうち、五所川原市職員の管理職手当に関する規則（平成17年五所川原市規則第28号）の規定により管理職手当の支給を受ける職員以外のものの任免その他の人事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特別職非常勤の職員のうち、附属機関の委員以外のものの委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p>(臨時代理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の<u>教育委員会の会議</u>に当該事務の処理状況を報告しなければならない。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>社会教育委員、図書館協議会委員等各種委員の委嘱及び内申に関すること。</u></p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 教育長は次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第2条第3号に掲げる事項のうち、課長級以上の職員を除く職員の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p>(臨時代理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の<u>委員会</u>に当該事務の処理状況を報告し、<u>承認を求めなければならない。</u></p>